

サービス関連統計の整理・統合に係る 検討課題について

「サービス産業動向調査」、「特定サービス産業実態調査」、
「特定サービス産業動態統計調査」の発展的統合について

平成29年3月27日
総務省統計局

- I. 調査対象範囲（「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」等の取扱い）
- II. 行政記録情報の活用
- III. 調査単位（事業所単位で把握する事項、企業単位で把握する事項）
- IV. 標本設計（必要標本数、標本の交替方法等）
- V. 調査事項（費用、設備投資等の産業横断的把握、業種別の詳細事項）
- VI. 調査票の種類・様式
- VII. 集計事項（都道府県別結果の取扱い）

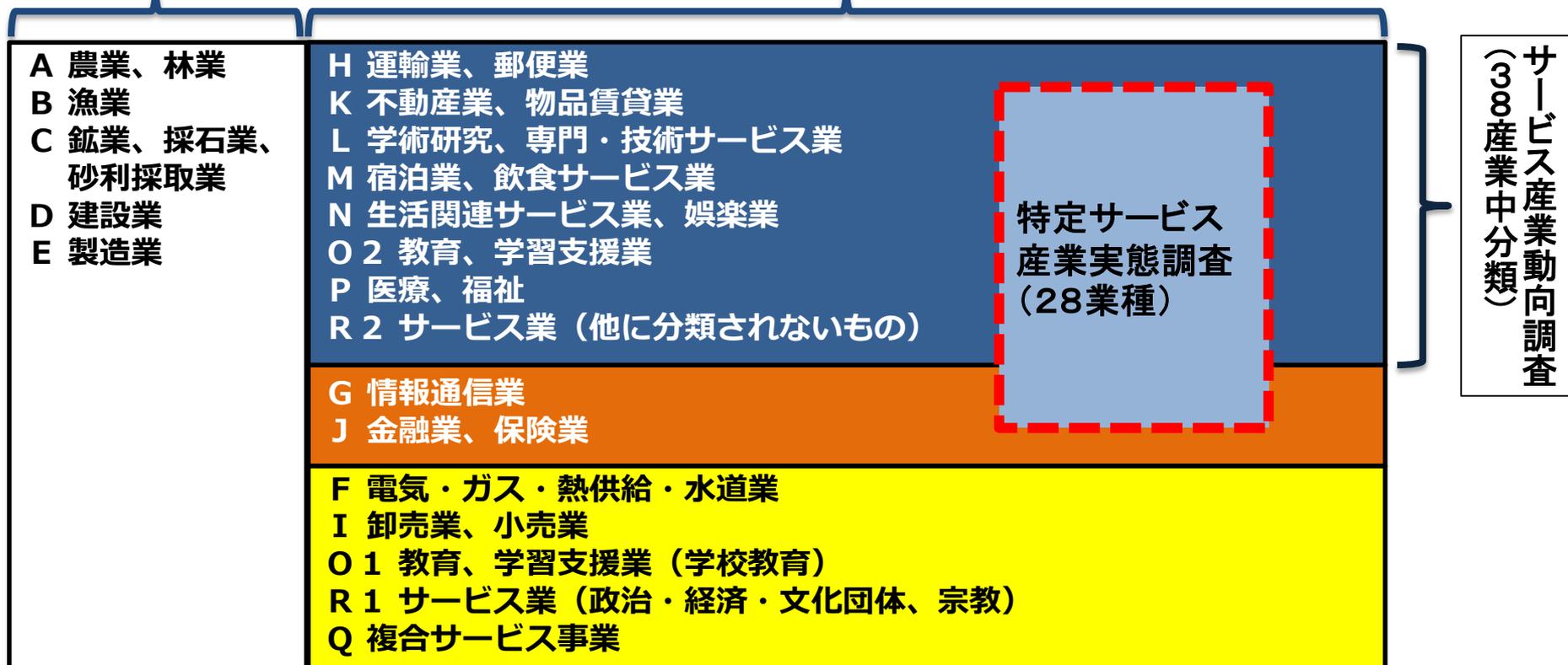
◆ 新統計が対象とする産業・業種の範囲

※前回の研究会で提示したものの

- 新統計が対象とする産業・業種の範囲は、いわゆる第三次産業の中から、
 - ・ 「卸売業、小売業」のように代替統計（商業統計）がある産業や、
 - ・ 行政記録情報で同程度の調査事項が把握されている産業
 を整理した上、どの産業・業種を対象とするか又は除外するかを検討
- また、調査対象としては除外するが、統計としては公表範囲として含めるか否かについても検討（第三次産業全体の売上高等の公表が可能か否かといった観点）

第一次、二次産業

第三次産業



…サービス動向対象範囲
 …特サビで一部対象
 …両調査の対象外

個別の産業・業種については、例えば、以下の観点で検討

- 「F 電気・ガス・熱供給・水道業」については、代替となり得る行政記録の有無を確認し、新調査への利用可能性を検討
- 「I 卸売業、小売業」については、商業マージン等に重点を置いた年次把握化への検討・方向性を踏まえ、新調査の調査対象範囲からは除外する。
- 「G 情報通信業」については、現行のサービス年次2調査と「情報通信業基本調査」との調査事項・調査対象の重複等の関係整理が必要
- 「J 金融業、保険業」については、他の産業との収支構造の相違をどのように捉えるかなどの観点で、調査対象範囲に含めるべきか否かを検討
- なお、上記産業のうち、他調査で結果が公表されている産業であっても、新統計の結果の一部として表章することで、サービス産業統計としての有用性・利便性が増すことが考えられる場合にあっては、当該産業の結果も含めて公表することが可能か検討

◆ 新調査における「情報通信業」の取扱い(案)

現状

- 情報通信業については、「情報通信業基本調査」(一般統計調査)において、情報通信業の業種ごとに、詳細な調査事項を会計年度ベースで調査
- 一方、「特定サービス産業実態調査」(基幹統計調査。以下「実態調査」という。)においては、情報通信業の一部業種について、経理事項を暦年ベースで調査
- ※ 「サービス産業動向調査(拡大調査)」(以下「拡大調査」という。)では情報通信業は調査していない

検討の方向性

- 新調査は、SNAへの利用等の観点から経理事項を暦年ベースで把握する必要
- したがって、新調査において情報通信業を把握する場合、
 - ① 現在の特定サービス産業実態調査の対象業種及び当該業種に係る調査事項は最低限維持した上、
 - ② 情報通信業も含めたサービス産業全体の売上高、付加価値額等を把握できるような統計を作成する必要
 - ③ 具体的な調査設計は、情報通信業基本調査との関係整理を行った上決定
- これにより、暦年ベースでの付加価値額や基本的な費用構造等を把握可能となり、新調査の統計としての有用性を高めることが可能

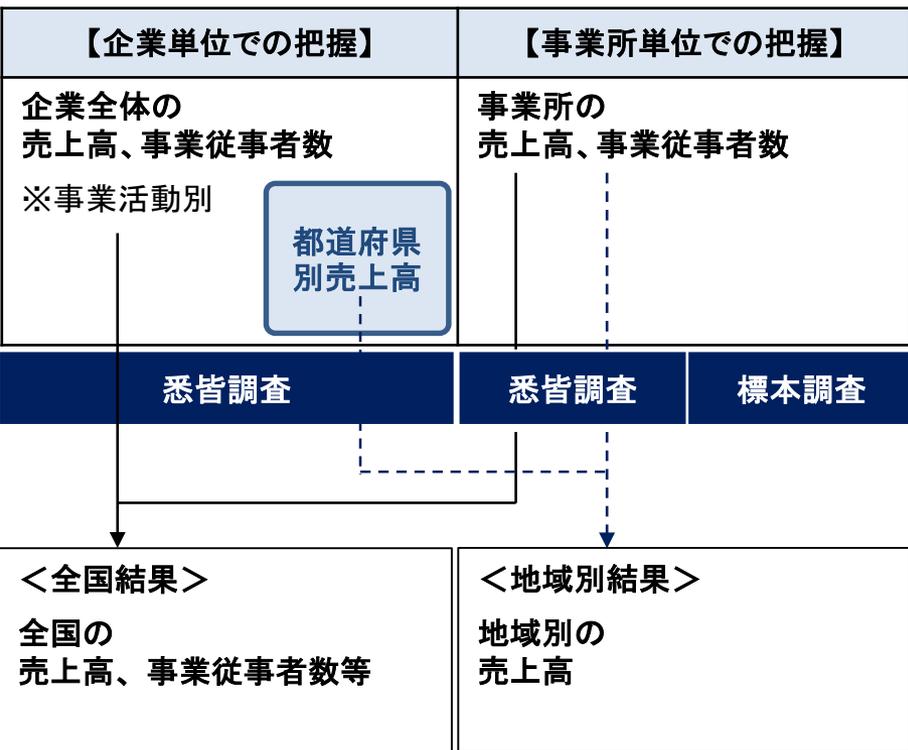
特定サービス産業実態調査と情報通信業基本調査(情報通信業関連部分)

	特定サービス産業実態調査	情報通信業基本調査
位置付け	基幹統計調査	一般統計調査
調査周期・期日	毎年・7月1日現在(平成27年調査)	毎年・3月31日
調査対象期間	<u>1月1日から12月31日</u>	<u>決算期</u> (困難なら最寄りの決算期)の数値
日本標準産業分類「G 情報通信業」のうちの調査範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・特サビ実態は一部対象 391 ソフトウェア業 392 情報処理・提供サービス業 401 インターネット附随サービス業 411 映像情報制作・配給業 412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 416 映像音声・文字情報制作に附帯するサービス業 	G「情報通信業」に属する企業のうち、中分類ベース6業種 ①電気通信業 ②放送業 ③テレビジョン番組制作業、ラジオ番組制作業 ④インターネット附随サービス業 ⑤情報サービス業 ⑥映像・音声・文字情報制作業(テレビジョン番組制作業、ラジオ番組制作業を除く)
調査対象数	約8,100事業所・企業	約9,000社
標本設計(調査単位)	412は全数、それ以外は標本調査(391～401は事業所、それ以外は企業単位)	①のうち登録電気通信事業者、②のうち民間放送事業者及び③は悉皆。その他は資本金額又は出資金額3,000万円以上の企業を対象(すべて企業単位)
推計	<u>母集団に復元</u>	<u>項目ごとの有効回答値の積み上げ</u>

◆ 調査・集計単位及び標本設計(案)

現状の拡大調査

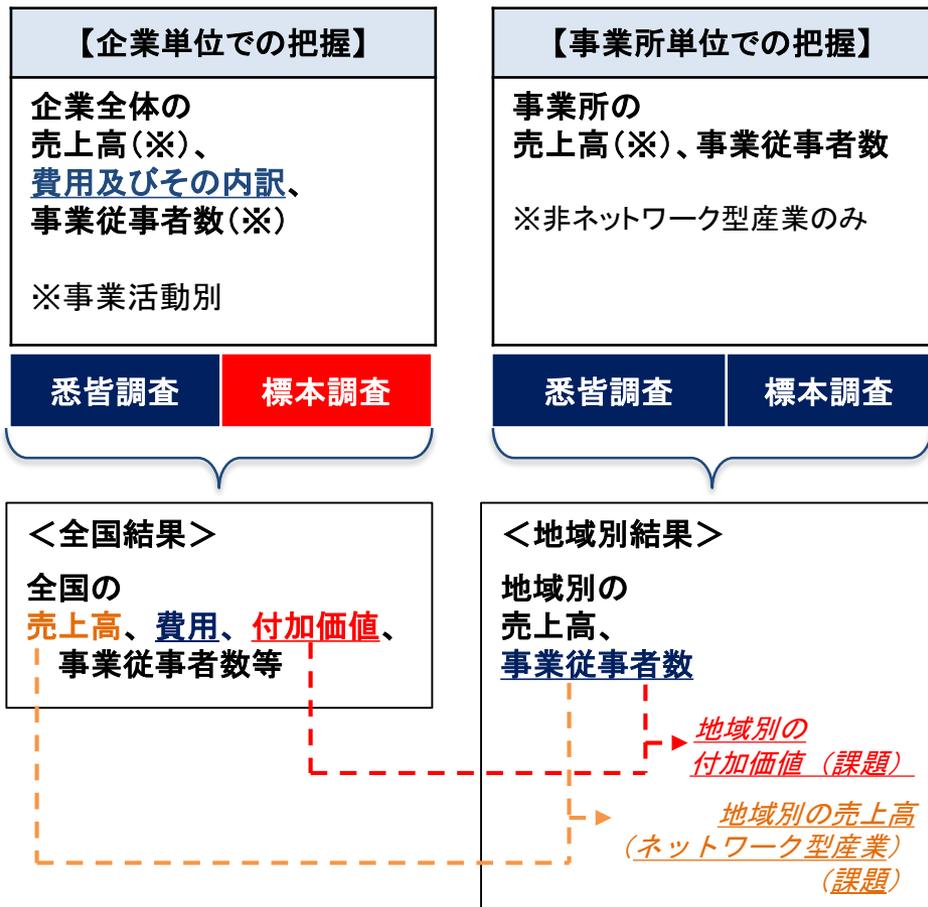
- 全国の売上高等を産業別・事業活動別に明らかにするため、**原則として事業所ごとに売上高等を把握**
- ただし、事業所ごとに売上高を把握することが困難な産業及び資本金1億円以上の企業に属する事業所は、本社に対し企業全体の売上高及び都道府県別売上高等を調査



注) 悉皆調査した客体についてはウエイト1とし、標本調査した客体については抽出率の逆数をウエイトとして、それらを合算して集計

新調査

- 付加価値額の算出に必要な費用については事業所単位での把握が困難なため、企業単位で把握した結果から全国結果を推計
- 企業単位での把握とは別に事業所単位で把握した結果のみから地域別結果を推計



◆ 調査・集計単位及び標本設計(案)

現状

○ 拡大調査においては、事業活動別の売上高、事業従事者数等を公表

※ 原則として事業所単位で調査し、下表のA及びBは企業単位で悉皆調査

※ 企業単位の回答を積上げたものと、事業所単位の回答を復元した結果を合算することにより母集団の状況を推定

サービス産業動向調査の現行の調査単位及び標本設計

	企業等	事業所
悉皆層	A 事業所調査困難産業の企業等 B 上記Aを除き資本金等1億円以上の企業等	C 左記A,B以外の事業所のうち一定規模以上の事業所
標本層		D 上記A,B及びC以外の事業所

○ 実態調査においては、特定の業種について、売上高や営業費用等を公表

※ 原則として事業所単位で調査し、一部業種については企業単位で調査



◆ 調査・集計単位及び標本設計(案)

新調査①(企業単位での把握)

- 新調査においては、サービス産業の付加価値の構造を把握するため、売上高、費用及びその内訳をサービスの各産業別に把握する方向
- 費用及びその内訳については、どのような把握単位であれば調査可能かの検証が必要となるが、事業所単位での把握は困難が見込まれるため、企業単位での把握のみから結果推定を可能とする設計を検討する必要
- したがって、新調査では、大企業等に対する悉皆調査（下表のA及びB）に加え、それ以外の企業等に対する標本調査（B'）も行うことを視野に入れて検討する方向
 - ※ 企業単位の集計は、悉皆層（A， B）の回答を積上げたものと、標本層（B'）の回答を復元した結果を合算することにより母集団の状況を推定

	企業等	事業所
悉皆層	A 事業所調査困難産業の企業等 B 上記Aを除き資本金1億円以上の企業等	C 従業者数一定規模以上の事業所
標本層	B' 上記A,B以外の企業等	D 上記C以外の事業所



◆ 調査・集計単位及び標本設計(案)

新調査②(事業所単位での把握)

- また、新調査においては、サービス産業の地域別の実態を明らかにするため、地域別・産業別の事業従事者数を把握可能とする調査設計を検討する方向
- 事業従事者数については、事業所単位での把握が企業単位での把握に比べ、より妥当と考えられるため、事業所単位の調査結果から復元する必要
- したがって、新調査では、新調査の対象範囲となるサービス産業のすべての事業所を母集団として、産業・地域別に標本抽出する方向
- ただし、時系列結果の安定性を考慮して、大規模事業所については悉皆層とすることも検討

※ 結果の安定性の確保及び事業所単位での把握のみで結果を推計する必要上、事業所単位で把握する対象事業所の一部は企業単位で把握する対象企業の本社と重複

	企業等	事業所
悉皆層	A 事業所調査困難産業の企業等 B 上記Aを除き資本金1億円以上の企業等	C 従業者数一定規模以上の事業所
標本層	B' 上記A,B以外の企業等	D 上記C以外の事業所



課題

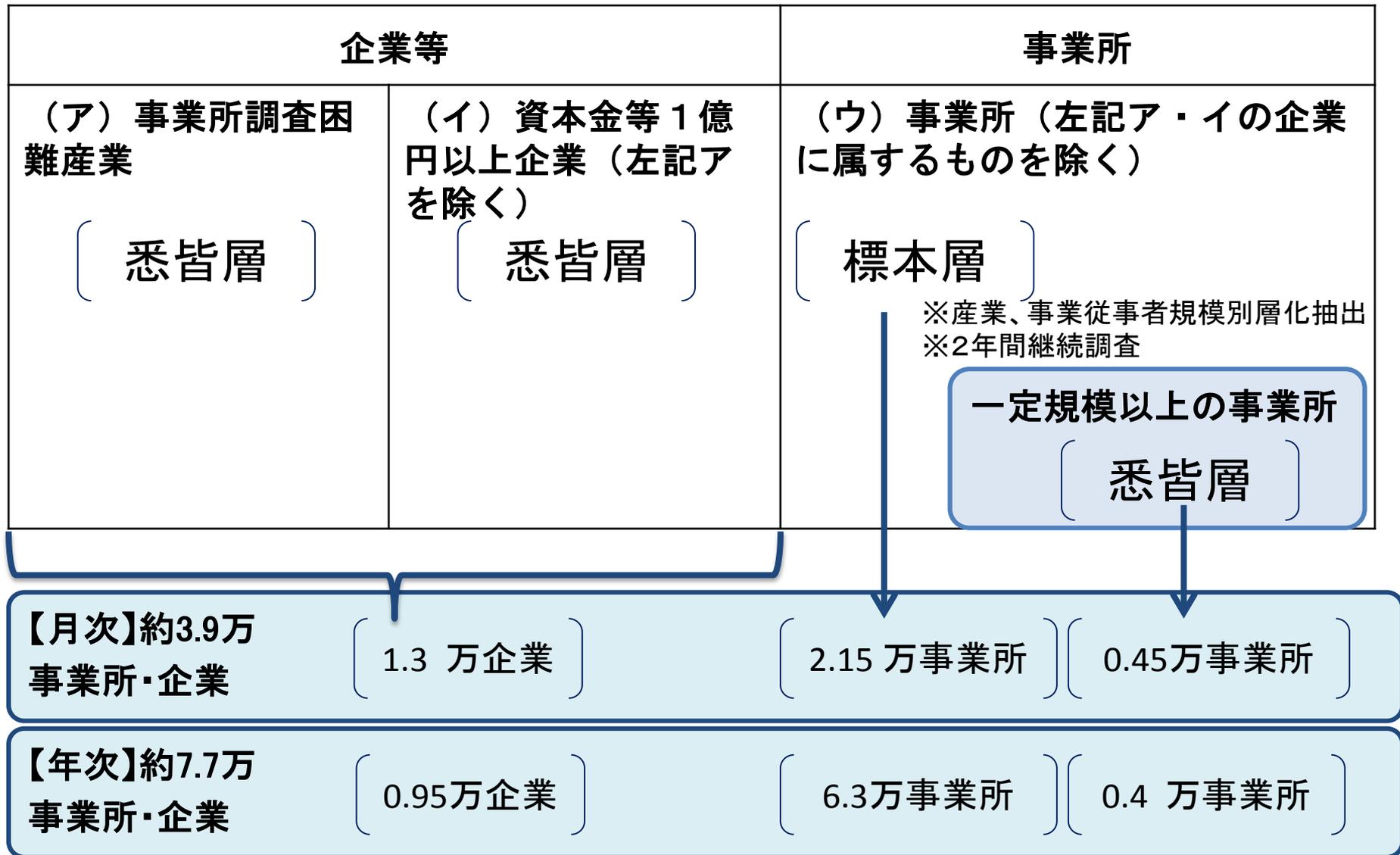
<時系列的な接続性の確保>

- 新調査の調査単位及び標本設計の検討にあたっては、現行の拡大調査及び実態調査との時系列的な接続を維持する等の観点に留意の上、検討が必要

<地域別の付加価値額等の推計>

- 事業所単位で把握した産業別・地域別の事業従事者数を用いて、企業単位での把握により得られる全国の付加価値額やネットワーク型産業の売上高を地域別に按分する等の方法を検討

(参考) サービス産業動向調査の調査単位、標本設計



※年次の6.7万には、月次調査の2.6万事業所のうち情報通信業を除く2.4万事業所を含む。

(参考) 特定サービス産業実態調査の調査対象範囲、調査単位、標本設計

※調査対象数: 約51,600

	調査対象範囲（業種）	標本設計
事業所単位の調査	<p>【対事業所サービス業】</p> <ul style="list-style-type: none"> • ソフトウェア業 • 情報処理・提供サービス業 • インターネット附随サービス業 • 各種物品賃貸業 • 産業用機械器具賃貸業 • <u>事務用機械器具賃貸業</u> • 自動車賃貸業 • <u>スポーツ・娯楽用品賃貸業</u> • その他の物品賃貸業 • デザイン業 • 広告業 • 機械設計業 • <u>計量証明業</u> <ul style="list-style-type: none"> • 機械修理業（電気機械器具を除く） • 電気機械器具修理業 <p>【対個人サービス業】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 冠婚葬祭業 • <u>映画館</u> • 興行場，興行団 • スポーツ施設提供業 • <u>公園，遊園地・テーマパーク</u> • 学習塾 • 教養・技能教授業 	業種別・従業者規模別・都道府県別に層化抽出
企業単位の調査	<p><対事業所サービス業></p> <ul style="list-style-type: none"> • 映像情報制作・配給業 • <u>音声情報制作業</u> • 新聞業 • 出版業 • 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 • <u>クレジットカード業，割賦金融業</u> 	業種別・従業者規模別・都道府県別に層化抽出

※ 下線太字の業種は全数調査。
それ以外は標本調査

◆ 調査事項(案) 1. 経営組織、資本金等の額

- 経営組織及び資本金等の額においては、拡大調査をベースとした調査事項とする方向
- なお、調査時点については、現行の拡大調査は原則6月末の状況を調査し、実態調査は原則7月1日現在の状況を調査していること等を踏まえて、今後検討

※ 以下の調査事項(案)は調査票のイメージで示しているが、調査事項の文言・表現・調査票の体裁等は、今後の調査研究等を通じて精査した内容により変更を予定していることに留意が必要(13ページから23ページまで同様)

「経営組織」及び「資本金又は出資金・基金の額」の調査事項イメージ

1 経営組織 ・該当する番号に○を付してください	1. 個人経営 2. 株式会社 3. 合名会社、合資会社 4. 合同会社 5. 相互会社 6. 外国の会社 7. 会社以外の法人 8. 法人でない団体
(2) 資本金又は 出資金・基金の額	兆 □□□, □□□, □□□, □□□, 000円

◆ 調査事項(案) 2. 企業・事業所全体の事業従事者数(又は従業者数)

- 事業従事者数(従業者数)について、拡大調査、実態調査及び「経済センサス-活動調査」(以下「活動調査」という。)で比べると、
 - 現行の拡大調査のように「事業従事者」ベース(労働者の所属企業・事業所ではなく、従事する事業をベースに働く人の数を把握する方式)と、
 - 現行の実態調査や活動調査のように「従業者」ベース(当該企業・事業所に所属して働く人の数を把握する方式)とに区分
- 新調査においては、少なくとも企業単位ではアクティビティ別に把握が必要となることから、拡大調査ベースで事業従事者数を把握する方向
- ただし、「送出者」数にニーズがあるのであれば、「送出者」についてはアクティビティ別ではなく、企業全体での数を把握する方向で検討

	調査事項	派遣・下請として別経営の事業所で働く人	派遣・下請として別経営の事業所からこの事業所で働く人
拡大調査	事業従事者	含まない	含む(「別経営の事業所・企業等からの出向・派遣」として把握)
実態調査	従業者	含む(従業者の内数として「別経営の事業所・企業に派遣されている人」として把握)	含まない(従業者とは別に「別経営の事業所・企業から派遣されている人」として把握)
活動調査	従業者	含む(従業者の内数として「送出者」として把握)	含まない(従業者とは別に「受入者」として把握)

◆ 調査事項(案) 2. 企業全体の事業従事者数(又は従業者数)

- 現行の拡大調査では事業従事者数を男女別には把握していない一方、実態調査及び活動調査では男女別に従業者数を把握しており、新調査においても男女計から男女別の設計に変更する方向（アクティビティ別に把握可能か調査研究により検証）
- 生産性を把握する観点では、事業従事者について労働時間別の把握が必要となるが、把握可能か調査研究により検証
- なお、常用雇用者の区分については、今後、より客観的な区分への改善に向け、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成 27年5月19日各府省統計主管課長等申し合わせ）の改正の動向を踏まえる必要

◆ 調査事項(案) 2. 企業全体の事業従事者数(又は従業者数)

企業全体の事業従事者数－男女別に把握する方向

		(1) 貴社(団体等)に所属する事業活動別従業者数(出向又は派遣として他の企業などで働いている人は含みません。)					(2) (1)のほかに他の企業などからきて(出向又は派遣)貴社(団体等)で働いている人	(3) (1)のほかに他の企業などへ出向又は派遣している人
		①有給役員	常用雇用者		④臨時雇用者 (③以外のパート・アルバイトなどを含む)	⑤総数 (①～④の合計)		
			②正社員・正職員などとしている人	③以外の人 (パート・アルバイトなど)				
男	事業活動 1	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	事業活動 2	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	事業活動 3	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	事業活動 4	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	事業活動 5 (その他)	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	計	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
女	事業活動 1	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	事業活動 2	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	事業活動 3	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	事業活動 4	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	事業活動 5 (その他)	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	計	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	

◆ 調査事項(案) 3. 企業全体の事業活動の内容 4. 事業活動別年間売上高

○ 「企業全体の事業活動の内容」及び「事業活動別年間売上高」については、現行の拡大調査をベースとする（『事業活動一覧』を参照して記入する方式）

※なお、現行の拡大調査では年間売上高と補助金等の額を別々に把握し、それらを合算した額も年間収入額として表章しているが、活動調査では年間収入額を直接「売上（収入）金額」として把握しており、新調査では、活動調査と同様、直接「売上（収入）金額」を把握する方向

企業全体の事業活動の内容、事業活動別年間売上（収入）金額

3. 企業全体の事業活動の内容

	事業活動の内容
事業活動 1	
事業活動 2	
事業活動 3	
事業活動 4	
事業活動 5 (その他)	(その中から主な事業活動を記入)
企業全体 (合計)	

4. 企業全体の事業活動別年間売上（収入）金額

(1) 事業活動別年間売上（収入）金額

兆	□□,□□□,□□□,□□□,000円

◆ 調査事項(案) 5. 企業全体の費用項目

- 新調査の費用項目については、生産面のGDP統計の充実に資するよう、産業ごとの投入構造をより精緻に把握するため、以下の活動調査の調査事項に加え、実態調査、「サービス産業・非営利団体等投入調査」等の調査項目の中から、「広告宣伝費」等の産業共通的な項目について、調査研究の結果による検証結果も踏まえた上で追加する方向
- なお、事業活動別の費用の把握可能性については、調査研究により把握可能性、記入者負担等を検証

費用項目(活動調査ベースとし、以下の項目に加え、産業共通的に調査すべき事項を追加予定)

<p>平成〇〇年1月から12月までの1年間の費用総額及び費用項目について記入してください。</p> <p>この期間で記入できない場合は、平成〇〇年を最も多く含む決算期間について記入してください (万円未満を四捨五入)。</p>	費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)		兆 □□,□□□,□□□,□□□,000円
		うち売上原価	兆 □□,□□□,□□□,□□□,000円
	主な費用項目	給与総額	兆 □□,□□□,□□□,□□□,000円
		福利厚生費(退職金を含む)	兆 □□,□□□,□□□,□□□,000円
		動産・不動産賃借料	兆 □□,□□□,□□□,□□□,000円
		減価償却費	兆 □□,□□□,□□□,□□□,000円
		租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	兆 □□,□□□,□□□,□□□,000円
		外注費	兆 □□,□□□,□□□,□□□,000円
	支払利息等	兆 □□,□□□,□□□,□□□,000円	

(参考)「サービス産業・非営利団体等投入調査」の費用項目

- 産業連関表作成のための投入調査の一つである、総務省の「サービス産業・非営利団体等投入調査」があり、費用項目について、比較的詳細に調査
- 新調査の費用項目については、当該調査の調査事項も参考に検討

サービス産業・非営利団体等投入調査の費用項目

・総費用(売上原価、販売費及び一般管理費の計)

- ・役員報酬・給与手当
- ・退職金
- ・法定福利費
- ・租税公課
- ・減価償却費
- ・保険料
- ・水道光熱費
- ・通信費
- ・放送受信料
- ・交際費
- ・諸会費・寄付金
- ・旅費・交通費
- ・車両費
- ・修繕費

- ・賃借料
- ・荷造運賃
- ・教育訓練費
- ・研究開発費
 - ・うち外注委託分
- ・図書・印刷費
- ・広告宣伝費
- ・販売手数料
- ・労働者派遣費
- ・委託費・外注費等
(除く労働者派遣費)
- ・仕入・材料費
- ・備品・消耗品費
- ・その他

(参考)「販売費及び一般管理費」の「財務諸表等規則ガイドライン」※での例示事項

※ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について
(平成28年12月金融庁総務企画局)

※ 同ガイドラインは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する留意事項(制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等)を示したもの

財務諸表等規則ガイドライン84における例示

84 規則第84条に規定する販売費及び一般管理費に属する費用とは、会社の販売及び一般管理業務に関して発生した費用例えば販売手数料、荷造費、運搬費、広告宣伝費、見本費、保管費、納入試験費、販売及び一般管理業務に従事する役員、従業員の給料、賃金、手当、賞与、福利厚生費並びに販売及び一般管理部門関係の交際費、旅費、交通費、通信費、光熱費及び消耗品費、租税公課、減価償却費、修繕費、保険料、不動産賃借料及びのれんの償却額をいう。

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
(昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号) (抄)

(販売費及び一般管理費の範囲)

第八十四条 会社の販売及び一般管理業務に関して発生したすべての費用は、販売費及び一般管理費に属するものとする。

◆ 調査事項(案) 6. 産業別の費用項目について—1—

- 産業別の費用項目（調査票第2面に配置するイメージ）は、特定サービス産業実態調査の営業費用に係る事項を維持しつつ、それ以外の産業・業種についての費用項目については、産業・業種別の特性を調査研究により把握可能性、記入者負担等を検証

特定サービス産業実態調査の営業費用—1—

営業費用	業種名称
光熱・水道料	「教養・技能教授業」
講師謝礼、教材作成費	「教養・技能教授業」
警備費	「学習塾」
上映映画料	「映画館」
選手契約料・出演契約料	「興行場・興行団」
食堂・売店(直営)売上原価	「映画館」、「興行場・興行団」、「スポーツ施設提供業」、「公園、遊園地・テーマパーク」
販売手数料	「冠婚葬祭業」
施設管理費	「冠婚葬祭業」、「映画館」、「興行場・興行団」、「スポーツ施設提供業」、「公園、遊園地・テーマパーク」
媒体費	「広告業」
貸与資産原価 リース投資資産原価 資金原価	「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「その他の物品賃貸業」
貸倒引当金繰入額、金融費用	「クレジットカード業、割賦金融業」

◆ 調査事項(案) 6. 産業別の費用項目について—2—

特定サービス産業実態調査の営業費用—2—

営業費用	業種名称
印税・原稿料	「出版業」
著作権使用料	「音声情報制作業」
制作費	「映像情報制作・配給業」、「音声情報制作業」
広告宣伝費	「映像情報制作・配給業」、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「クレジットカード業、割賦金融業」「冠婚葬祭業」、「映画館」、「興行場・興行団」、「スポーツ施設提供業」、「公園、遊園地・テーマパーク」、「学習塾」、「教養・技能教授業」
国内外別の配給権・版權獲得費	「映像情報制作・配給業」
配収支払費	「映像情報制作・配給業」
外注費国内外別	「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」
賃借料内訳	「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」、「映像情報制作・配給業」、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「冠婚葬祭業」、「映画館」、「興行場・興行団」、「スポーツ施設提供業」、「公園、遊園地・テーマパーク」、「学習塾」、「教養・技能教授業」、「機械修理業(電気機械器具を除く)」、「電気機械器具修理業」

◆ 調査事項(案) 7. 資産及び投資

- 新調査で把握する資産、投資項目については、調査事項は企業活動基本調査をベースとし、生産性の把握に資する観点も踏まえて、具体の調査事項を検討
- 資産については調査前年末時点、固定資産の増減は調査前年の暦年の額を把握可能か等について、調査研究を通じて検証

資産及び投資に関する調査事項

◆ 資産

- ・固定資産
 - ・有形固定資産
 - ・うち、土地以外
 - ・無形固定資産
 - ・うち、ソフトウェア

◆ 固定資産の増減

- ・有形固定資産の当期取得額
 - ・うち、情報化投資
- ・無形固定資産の当期取得額
- ・有形固定資産の当期除却額
- ・無形固定資産の当期減少額

◆ 調査事項・調査単位に係る調査研究

- 新調査においては、付加価値等の構造を把握するため、営業費用や内訳等を把握する方向で検討することとなっており、どのような調査事項をどのような単位であれば把握可能かについて、直接、企業へ確認することが不可欠
- そのため、平成29年度に、調査事項、調査単位等に係る調査研究を実施し、新調査の調査事項として妥当な調査事項・調査単位決定のための判断材料を得る
- なお、調査研究の実施状況については次回以降の本研究会において随時報告の上、平成29年度中に作成する実施計画に反映

調査研究(平成29年度)の概要(案)

- 【目的】 新調査における調査事項の把握可能性の調査・検証
- 【内容】 企業ヒアリング 及び アンケートの実施 並びに 有価証券報告書に基づく調査研究
- 【対象】 ・ 企業ヒアリングは一定規模以上の企業等のうち30～40社程度選定(産業ごとに数社)
・ アンケートは、ヒアリングの対象企業を除き1,000社程度(産業ごとに数十社)
・ 有価証券報告書に基づく調査研究は産業別の費用の傾向について分析
- 【聴取事項】 各調査事項についての調査単位別の記入の可否等(次ページ以降の調査事項案について、回答可能か否か)
- 【期間】 企業ヒアリング等は概ね平成29年8月までに完了し、平成29年10月までに調査研究報告書を取りまとめ

◆ 調査研究における企業へのヒアリング事項(案)

- 調査研究における企業へのヒアリング事項は、以下をベースに検討
 - なお、本調査研究の実施方法については、SUT体系移行に係る検討も踏まえ、当該検討において同様の企業ヒアリングが実施される場合は、連携して実施
-
- 事業活動について、
 - ① 事業活動の内容をサービス産業動向調査「事業活動一覧」に掲載の内容に沿って回答可能か
 - ② 事業活動一覧に沿った回答が難しい場合、分類をどの程度まで荒くすれば分類可能か

 - 従業者について、
 - ① 事業活動別に回答可能か（難しい場合、どの程度の荒さであれば対応可能か）
 - ② 時間単位の回答は可能か
 - ③ 男女別の回答は可能か
 - ④ 支店ごとに調査した場合、①～③のうち支店で回答できない項目はあるか（難しい場合、県別・地域ブロック別などの単位であれば可能なのか）
 - ⑤ 本社で支社分を把握しているか

◆ 調査研究における企業へのヒアリング事項(案)

○ 売上高・費用について、

- ① 暦年ベースで回答可能か
- ② 事業活動別に回答可能か（難しい場合、どの程度の荒さであれば対応可能か）
- ③ 支店ごとに回答可能か
- ④ 支店の売上高は事業活動別に把握可能か
- ⑤ 支店ごとに調査した場合、支店で回答可能か（難しい場合、県別・地域ブロック別などの単位であれば可能なのか）
- ⑥ 費用の内訳については、どのような項目であれば回答可能か

○ 資産について、

- ① 年末現在で回答可能か

○ 投資について、

- ① 暦年ベースで回答可能か